

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）
主な修正箇所

項目番号	項目名	ページ	改訂内容
1-2-1	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定	7	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「規則」という。）の内容に合わせ、図1-4を修正しました。
2-2-2 (2) - ii	特例事項について	29	規則に合わせて文言を一部修正しました。 ・特例基準→特例事項 等
2-2-2 (2) - iii	原則的な基準及び特例事項の適用除外	29.30	規則の一部を改正する省令（令和4年6月24日環境省令21号）に基づき、記載内容を修正しました。 ・特例基準の適用除外の対象範囲を「 環境影響評価手続の対象とならない 」施設規模としました。 ・ 図2-1 （第5条の4第2項、第3項、第5項に基づき定める都道府県基準の関係性のイメージ図）を差替えました。
3-4-1	地域脱炭素化促進事業の促進区域	55	海岸法の引用条文を修正しました。（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第 40 条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。）
3-4-4 ①-13	環境保全の観点から考慮することが望ましい事項 歴史的風土特別保存地区	66	当該地区の指定にあわせ、 都道府県→府県 と修正しました。
3-4-4 ②-4	社会的配慮の観点から考慮が望ましい事項	67	②-4に「保安林予定森林等（森林法）」の項目を新設しました。 ※②-4は②-5に、以降、②-12まで項番を繰り下げています。
3-6	地域の脱炭素化のための取組	75	規則の内容に合わせ、表3-9を修正しました。
3-9-1	地方公共団体実行計画の共同策定について	83	文言の軽微な修正を行いました。 複数市町村が共同で 行う ことも可能 →複数市町村が共同で 策定する ことも可能

※その他、全体を通して分かりやすくするために表現を改めた箇所がある。